

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき
厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件

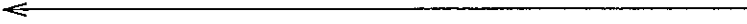
○厚生労働省告示第二百七十二号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第四百十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年五月二十日から適用する。

平成二十七年五月十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表一の21の項中「及び」の下に「回中」を加え、同表に次のように加える。



74	リハビリン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	060295xx97x0xx 060295xx97x1xx 060295xx99x0xx 060295xx99x1xx
75	エリグルスタット酒石酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	100335xx97x0xx 100335xx97x1xx 100335xx99x0x 100335xx99x01x 100335xx99x1xx
76	レンバチニゾミル酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	100020xx97x1xx 100020xx99x1xx 130040xx97x5xx 130040xx99x50x 130040xx99x51x
77	ポマリドミド（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	060295xx97x0xx 060295xx97x1xx 060295xx99x0xx 060295xx99x1xx
78	ソホスナビル（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	060020xx01x3xx 060020xx01x4xx 060020xx02x3xx 060020xx03x3xx 060020xx03x4xx 060020xx04x3xx
79	ラムシルマナ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	060020xx97x2xx 060020xx97x3xx 060020xx97x4xx 060020xx99x2xx 060020xx99x30x 060020xx99x31x 060020xx99x40x 060020xx99x41x
80	コリスチンメタンスルホン酸ナトリウム（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	全ての診断群分類番号
81	カトリヂカコダ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	全ての診断群分類番号